

# 協同農業普及事業の実施に関する方針

令和5年3月

香 川 県



## 第1 基本的な考え方

- 1 協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は国と県との協同事業として昭和23年に発足して以来、その時々の農政課題に対応しながら、農業者に接して農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、農業経営と農村生活の改善に主体的に取り組む農業者を育成することを通じて、本県農業・農村の発展に大きな役割を果たしてきた。
- 2 本県の農業は、全国平均を下回る経営規模でありながら、米麦と多様な園芸作物や畜産などを組み合わせた複合経営や施設園芸など集約的な経営が多く営まれるなど、零細性を補う土地生産性の高い農業が展開されてきた。また、近年、集落営農組織や認定農業者、新規就農者など地域農業を支える担い手が一定確保されており、県オリジナル品種など高品質で特色のある農産物の開発により、県内外で実需者の評価が向上するとともに需要が拡大し、生産及び消費の拡大が期待されるところである。

しかし、農業従事者の高齢化や減少、農産物価格の低迷による収益性の低下、野生鳥獣による深刻な農作物被害、耕作放棄地の増加、作付面積の減少、農村の活力低下、地球温暖化を背景とする異常気象など、様々な課題に直面している。
- 3 これらの課題に対応するため、本県では令和3年に策定する新たな「香川県農業・農村基本計画」において、「農業の持続的な発展と活力あふれる農村づくり」を基本目標に掲げ、「儲かる農業の推進」、「豊かな食の提供」、「魅力ある農村の実現」の3つを基本方針に設定することとしている。こうした基本目標や基本方針の実現に向けては、農業施策を推進する上で、普及事業は重要な役割を担っているところである。
- 4 一方、国は、令和2年8月に策定した「協同農業普及事業の運営に関する指針」（以下「運営指針」という。）において、農業従事者や農村人口の減少、高齢化により、人手不足や生産基盤の脆弱化並びに集落機能の低下が懸念される状況下で、国内農業の生産基盤の強化を図り、農業・農村を持続的に発展させるためには、担い手の育成・確保、積極的に経営発展に取り組む農業者や地域農業を牽引するリーダーの育成、生産現場の技術革新、農村の総合的な振興、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組みがますます重要になっているとしており、これらに的確に対応するため、直接農業者に接して支援を行う普及指導員（第3の2の農業革新支援専門員を含む。以下同じ。）が技術を核として、農業者と地域の関係者等との結び付きの構築等を通じた担い手の育成・確保、農業者の所得の向上及び地域農業の生産面・流通面等における革新を総合的に支援する役割を果たす必要がある、としている。

5 以上のことから、本県の普及事業は、運営指針に基づく農政の推進方向を踏まえつつ、本県の農業・農村を巡る情勢の変化に即した施策展開が図られるよう、県農業・農村基本計画に定める施策の展開方向に沿った普及指導活動課題と、課題ごとの取組方向の明確化、普及活動方法等の見直しを行い、今後、概ね5年間における基本的方向を示す「協同農業普及事業の実施に関する方針」を次のとおり定める。

## 第2 普及指導活動の課題と方法に関する基本的事項

### I 基本的な課題

効率的かつ効果的な普及事業を展開するため、次に掲げる事項を基本的な課題とする。また、農業改良普及センター（農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして設置するものをいい、以下「普及センター」という。）及び農業革新支援センターにおいては、基本的な課題に即して、地域の実態に応じて重点的に取り組む課題を設定する。また、個別に策定する普及指導計画にこれを明確に位置づけ、その課題解決に向けて効率的かつ効果的な普及指導活動を実施する。その他、国の「食料・農業・農村基本計画」及び県の「農業・農村基本計画」に基づく施策を推進する上で必要な技術指導及び経営発展支援を実施する。

#### 1 担い手の確保・育成

##### <新規就農者等の確保>

多様なルートから意欲ある人材を確保するため、支援施策などの情報提供や就農相談の実施、先進的な農業経営体との交流・体験、産地等が新規就農者の受け皿となってバックアップする体制の整備を進める。また、地域内外の多様な人材が農業に関わり、担い手を支えることができるよう、関係機関と連携を図りながら、環境づくりを推進する。

##### <担い手の育成・支援>

新規就農者が核となる担い手へステップアップできるよう、経営状況に応じた生産技術や経営発展の伴走型支援など、農業士や関係団体等と連携しながら、就農から定着まで一貫したサポートに努める。また、小規模・家族経営体を含めて経営発展に意欲的な農業者に対し、農業試験場で開発した新技術等の普及や農業大学校における研修等を通じて、幅広く担い手として育成・支援する。

さらに、女性農業者や若手農業者の経営参画を促進するため、セミナーや交流会の開催等により、地域をリードする女性農業者等の資質向上を図るとともに、地域の課題解決等に取り組む若手農業者の組織活動を支援する。

### ＜農業経営力の向上＞

経営発展の段階に応じて直面する課題に対して、かがわ農業経営相談所を中心として、個々の経営実態に応じた適切な対策を提案し、農業経営の発展や継承を支援する。また、法人化や経営の効率化を促進するため、労務管理や経営管理等の研修会等を開催するとともに、関係機関と連携して、農業共済や収入保険制度など、セーフティーネット対策に関する情報を適宜提供する。

さらに、農業経営の発展に必要な機械・施設の整備など、生産基盤の強化に向けた取り組みに対する支援を行うとともに、GAPの推進や経営診断等の各種データを活用したPDCAサイクルを実践する経営者の育成等を通じて、優れた担い手の確保・育成を図る。

### ＜農地の集積・集約化、最適利用＞

担い手の規模拡大・経営効率化を図るため、(公財)香川県農地機構の農地中間管理事業の活用による農地集積・集約化を進める。また、関係機関と連携し、市町が取り組む、将来の地域の多様な担い手や農地のあり方を共有する「地域計画（人・農地プラン）」の策定・実行の支援に加え、遊休農地の発生防止や保全管理等による農地の最適利用の推進に努める。

### ＜集落営農や農業支援グループの育成＞

地域農業を支える集落営農の推進・育成や次代への経営継承を図るとともに、ドローンを使った農作業代行など、時代に即した多様な農業支援サービスを推進する。

## 2 県産農産物の安定供給

### ＜農産物＞

主食用米の作付拡大に対する支援や、安定生産技術の確立等により県オリジナル品種「おいでまい」、「さぬきの夢」など米麦の収量や品質の向上を図るとともに、水田の有効活用を図るために多様な二毛作を促進する。

野菜、果樹、花きなどの園芸品目については、省力・低コスト栽培体系の確立や普及、品質向上・規模拡大等に必要な施設・機械等の導入支援などにより、本県の強みを生かした高品質で特色のある品目・品種の生産拡大を図る。

また、オリーブの苗木代や未収益期間等の支援の継続と高品質・安定生産技術の普及に取り組むとともに、盆栽の輸出拡大を図るために、検疫条件に対応した基盤整備や防除技術の導入を推進する。茶については、労働力の補完や茶園の再生技術の検討を進め、産地の維持を図る。

#### ＜畜産物＞

畜産物では、安定的な生産振興に向けて、畜産クラスター事業を活用した生産基盤強化や、国の価格安定対策の活用、衛生管理の徹底などにより、生産性の向上と経営の安定化を推進し、安全・安心な畜産物の生産を促進する。また、県内外から高い評価を受けているオリーブ畜産物の増頭・増羽と品質向上を図るため、生産体制の強化や高品質化に向けた技術開発及び調査研究を推進する。

#### ＜食の安全・安心、環境に配慮した農業の推進＞

県民の農産物に対する安全・安心への関心が高いことから、農薬や動物用医薬品等の適正使用の徹底をはじめ、生産から消費に至る各段階での安全性とトレーサビリティの確保に努める。また、SDGsに対する国内外での関心が高まる中、地球温暖化による農産物への影響に対応するため、温室効果ガスの排出を抑制する脱炭素社会の実現に向けた取り組みや環境に配慮した持続可能な農業生産を推進する。

#### ＜スマート農業の推進＞

高齢化や労働力不足等に対応するため、ロボットやICTなどデジタル技術を活用したスマート農業技術の実証や導入支援に取り組み、地域の実情に合ったスマート農業技術の普及に努める。また、施設園芸においては、品質向上や収量増加を図るため、生産工程や栽培環境データを「見える化」し、分析・共有する「データ駆動型農業」を推進する。

### 3 活力あふれる農村の振興

#### ＜鳥獣被害防止対策の推進＞

耕作放棄地や作物残渣の放置など野生鳥獣への餌付けの防止と追い払いによる地域に寄せ付けない環境づくり、侵入防止柵の設置などの侵入防止、有害鳥獣の捕獲による地域ぐるみの対策を市町と連携して総合的に推進する。

#### ＜地産地消、6次産業化の推進＞

消費者と食と農とのつながりを深め、県産農産物の消費拡大につなげるため、農作業体験等により農業者との交流を促進するとともに、学校給食での県産農産物の利用促進など、地産地消の取り組みを進める。また、商品開発・販売力の向上を目的とした研修会の開催や異業種交流などによるマッチング活動を行うほか、食品産業など他産業と連携して取り組む「地域ぐるみの6次産業化」を促進する。

### ＜多面的機能の維持＞

農村地域の多様な主体が日本型直接支払制度等を活用して行う水路や農道、ため池などの保全管理や植栽などの周辺景観を保全する協働活動を促進し、多面的機能の維持・発揮に努める。また、農山村地域における多面的機能の維持・発揮や都市との交流などの取組みを促進するため、研修会や交流会を開催するなど、地域のリーダーとなる人材育成に取り組む。

### ＜農村の活性化＞

農村地域の豊かな自然環境や農産物を生かした農泊、グリーン・ツーリズムなどにより都市部との交流を促進するとともに、農産物のオーナー制度やふるさと納税など、農山漁村と多様な形で関わる関係人口を創出・拡大する取組みを推進する。

また、捕獲した野生鳥獣をジビエ料理などの地域資源として有効に活用するため、先進地や支援にかかる情報を提供するとともに、地域の実態に即したジビエ利用の普及を促進する。

## Ⅱ 活動方法に関する基本的事項

### 1 普及指導活動の効果的かつ効率的な実施

地域の農業・農村の持続的な発展に必要な農業者に対する支援活動について、普及指導員が行うものと民間等が行うものとの各役割を意識しつつ、多様な関係機関による総合力の発揮により農業者に対する支援の充実・強化を図る。

また、農業者が必要とする農業技術が適切に開発され、迅速に普及されるよう、普及・研究・行政連絡会議等において普及指導員が研究開発の企画段階から参画し、現場に適した技術の改良を図る。

このため、普及指導活動の方法に関して、以下の取組みを行う。

#### (1) 普及センターが担うべき分野における取組みの強化

地域の農業・農村の発展に必要な支援活動のうち、公的機関が担うべき分野に係るものとして、食料の安定供給や農業・農村の多面的機能の発揮に必要な地域農業全体の維持・発展を目的とする活動（地域におけるスマート農業などの技術革新の推進、地域の合意形成、新規就農者の育成・確保、女性農業者の活躍推進、鳥獣被害対策、地球温暖化対策、災害対応、環境保全型農業の推進、農産物の安全確保、農業支援サービスの推進等）を一層強化する。

さらに、地域農業の発展に向けて、多様な関係者をコーディネートする役割を果たすととともに、地域農業の発展に資する情報を収集し、公的情報については民間等に積極的に提供する。

## (2) 地域農業の活性化に向けた民間活力の活用促進

(1)の取組みを踏まえつつ、現場における課題の解決に当たっては、専ら普及指導員が行うこと、民間等と連携して行うこと及び民間等に委ねることを整理し、営農情報を提供する民間等との役割分担を図りながら普及指導活動を展開する。また、農業者や地域農業の課題解決に向けて、民間等を含む多様な機関が効果的に活動できるよう、これらの機関との積極的な情報交換の場を設けること等により環境整備を図る。

## (3) 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

活力ある地域農業を創造するためには、先進的な農業者等の持つ優れた知見や経験に学び、農業者等が有する知的財産の保全に留意しつつ、地域農業・農村を振興することが重要である。このため、普及指導員は、先進的な農業者等に対しては、新規就農者の育成・確保を始めとした地域農業・農村を振興するための取組みへの参画を求めるほか、普及指導計画の策定及び評価を行う際に意見を求めること等、パートナーシップの構築を積極的に働きかける。

## (4) 新規就農者の育成強化

世代間のバランスのとれた農業就業構造の実現に向けては、青年層の新規就農者の育成、円滑な経営継承、企業の農業参入及び新規就農の受皿となる企業的経営体の人材育成支援を強化する。

なお、就農希望者が円滑に就農し、地域への定着が図られるよう、普及センター、農業大学校等が連携し、市町、先進的な農業者、生産者組織等の協力を得て、就農の前後にわたる継続的な支援を行う。

## (5) 研究開発への普及指導員の積極的な参画

普及指導員は、普及・研究・行政連絡会議等において、試験研究機関が行う研究開発に企画段階から参画し、より実用性の高い技術が開発されるための役割を果たすとともに、その成果を活かして農業現場における技術革新を推進することにより、地域の農業における課題について、技術面から解決を図る。

## (6) 都道府県間の連携

農業革新支援専門員は、全国的な普及指導活動の課題に対する効果的な活動を確保するため、必要に応じて当該課題に関係する他都道府県との情報の共有、技術協力等に努める。

## (7) 普及指導活動の重点化

普及指導活動については、(1)から(6)までの取組みを始めとして、農政の展開方向及び各地域の状況に応じて、普及指導員による取組みの必要性及び緊急性が高いものに重点化する。

普及指導活動の対象者については、経営発展に意欲的な農業者及びその集団、新規就農者、新規参入者、経営参画に意欲的な女性農業者等に重点化する。

また、現場における重要な課題については、普及指導活動の目標、期間、体制等を明確に定めた重点プロジェクト計画を農業革新支援専門員等が定め、普及センターと連携して当該計画に基づく活動を推進する。

なお、普及センターにおいては、重要な課題であって部門間にまたがる課題については、地域プロジェクト計画を定める。

## 2 重点化すべき課題に対応した取組みの推進方向

第2のIの課題への取組みを実施する上で、新規就農者等への支援、新技術導入支援、農業支援サービスの活用促進、農村における多様な人材との連携に当たっては、必要に応じて運営指針第二の二の1に規定する事項を勘案するものとする。

## 第3 普及指導員の配置に関する事項

普及指導員（2の「農業革新支援専門員」を含む。以下同じ）については、本県農業・農村の振興方向や農業者の高度で多様なニーズ及び地域農業が抱える課題に的確に対応し得るよう、試験研究機関や農業大学校、行政部局との連携、各地域の農業情勢や特性等に配慮して、その適正な配置に努める。

また、普及指導員の配置を的確に行うことができるよう、普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保に努め、普及センターに配置された普及指導員の任用資格の取得を目指す者については、普及指導員の監督の下で、養成に努める。

### 1 普及センターへの配置

普及センターに、次の業務を行う普及指導員を配置する。

- (1) 試験研究機関、大学等で開発された技術を現場に合った形で組み立て、あるいは、現場で開発された技術に科学的な裏づけを与え、普遍性のある技術に組み立てて農業者等に普及させるほか、農業者の経営診断・分析を行う活動や、その結果に基づく経営改善計画の策定等を支援する業務
- (2) 地域農業を取り巻く状況を踏まえて将来展望を提案し、関係者の合意形成を図るとともに、課題の明確化並びに対応方策の策定及び実施を支援する業務
- (3) 管内の効率的かつ効果的な普及事業の展開のため、普及指導活動の総合的な企画・運営・管理、各種制度資金、補助事業等の行政施策との連携等の業務

### 2 農業革新支援センターへの配置

農業革新支援センターに、普及指導員のうち、高度な専門性を有し、次の業務を行う農業革新支援専門員を配置する。

- (1) 県全体の普及事業の総合的な企画立案や、普及指導員と協力して推進する重点プロジェクト計画の設定、広域的に対応することが効率的かつ効果的な課題に関する普及活動、普及指導活動に関する技術・知識の集約・伝達、普及指導員の資質向上のための研修等の実施、技術・経営情報等の収集・分析・提供、県段階の関係機関及び団体との連携活動を行う業務
- (2) 普及組織、試験研究機関、教育機関、行政機関、民間企業等との連携による、専門技術の高度化や政策課題への対応、生産現場及び流通・消費段階からの課題の収集、研究開発への参画や行政施策への反映、また、試験研究成果の普及等に関する総合的な調整業務
- (3) 先進的な農業者等からの高度かつ専門的な個別相談・支援対応を行う業務

### 3 農業大学校への配置

農業大学校は、試験研究機関や普及組織、行政部局と十分な連携を図りつつ、将来の本県農業を担うべき人材を養成する中核機関であることから、農業・農村についての高度な専門知識と青少年に対する高い指導力を有する普及指導員を配置する。

### 4 普及指導員の在任期間

普及指導員の在任期間については、指導対象に密着した継続的な普及事業を推進する観点から、同一勤務地において一定期間継続して従事し得るものとなるよう努める。

## 第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員が、近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ等地域課題に的確に対応するために必要な資質の維持・向上が図られるよう、香川県普及指導員等人材育成計画に基づき、普及指導員に対する研修の充実・強化に努める。

### 1 香川県普及指導員等人材育成計画

研修に係る計画の策定及び実施に当たっては、中長期的な普及指導員の人員配置を勘案し、普及指導員の目指すべき人材像、求められる資質、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定めた「香川県普及指導員等人材育成計画」及び「香川県普及指導員等研修基本計画」を策定する。

これらに基づき、職務経験年数並びに技術及び知識の習得状況に応じた年度ごとの「普及指導員等研修実施計画」を作成し、計画的な実施を図るとともに、研修結果や研修に対するニーズの把握に努め、次年度の研修実施計画に反映させる。

## 2 向上を図るべき資質

普及指導員に求められる機能を発揮するため、農業及びその経営に関する高度な技術及び知識並びに普及指導活動の手法について、全ての普及指導員が共通して備えるべき基本的な資質として、計画的かつ継続的な習得を図る。

## 3 資質向上の方法

普及指導員の研修は、自己研さんを基本としつつ、研修目的に応じて、講義等を中心とした集合研修のほか、通信教育、実際に普及事業に携わりながら経験豊富な普及指導員等（トレーナー）に個別指導を受けて行う職場研修（OJT）、県内外の教育機関、試験研究機関、普及事業関係機関、企業、先進的な農業者、先進地等への派遣・留学、専門家による個別指導等も十分に活用するものとする。

特に、普及指導活動経験の少ない新任の普及指導員等に対しては、技術水準の高度化、農業者等に対する実践的な指導能力、農業現場における課題解決能力の強化を図られるよう重点的な研修の実施に配慮する。

加えて、農業革新支援専門員の役割を担うことができる人材が育成されるよう配慮する。

## 第5 普及指導センター等の運営

普及指導活動を一層効果的に実施するためには、普及指導計画を適切に策定するとともに、外部評価等を実施し、当該計画等の検証及び改善を図ることが重要である。

また、普及指導計画に基づく活動が効果的に行われるよう、普及センター、農業革新支援センター及び農業大学校を適切に運営する必要がある。

加えて、普及センターが農業者等のスマート農業をはじめとした技術及び経営に関する情報発信、相談窓口として機能するよう、試験研究機関、民間等の専門家、市町、農業団体等の関係機関との連携強化に努めるものとする。

### 1 普及指導計画の策定と評価

普及指導活動が高い成果を得るためには、適切な普及指導計画の策定、実行、評価及び改善のプロセスを経ることが重要である。

このため、普及指導計画を適切に策定した上で、その成果や普及指導活動の体制等について、中間・実績検討等の内部評価を実施するとともに、先進的な農業者や関係機関等を含む委員による外部評価を実施し、次年度以降の計画に反映させることを通じて、普及指導活動及びその体制の改善を行う。

## 2 普及センターの活動体制

農政の推進方向に即した活動展開や、担い手への高度な技術・経営面での支援を行うため、企画振興、担い手育成、集落営農・農畜産及び園芸の振興に係る部門を置き、部門活動体制をとるとともに、地域課題に迅速に対応するため、必要に応じて、普及指導員の担当地域を定め、地域ごとに指導班を編成して活動する地域指導体制の併用も考慮する。なお、組織としての総合的な指導力が十分発揮できるよう、部門間の連携強化に努める。

また、地域の実態に応じて、取組みの必要性が高く部門間にまたがる課題については、機動的に解決できるよう、地域プロジェクト計画を定め、地域プロジェクト班を編成することができるものとする。

## 3 農業革新支援センターの活動体制

県全体として効率的かつ効果的な普及事業が展開できるよう、農業革新支援専門員は、試験研究機関や農業大学校、行政部局との連携強化や情報収集に努める。また、試験研究や普及指導活動により得られた技術や知識が普及センターにおいて十分活用されるよう、普及センターへ配置された普及指導員と相互に連携・調整を図るとともに、県域的な対応をすることが効率的かつ効果的な課題や特定品目について直接普及指導活動を実施する。

## 4 研修教育の充実強化

農業大学校については、講義、実習等を組み合わせた実践的な研修教育、就農希望者、青年農業者その他の農業を担う者の養成を行う中核的な機関として、若者に農業に対する魅力ややりがいを感じてもらうとともに、農業者として今日的に求められる知識と技術を持った優れた人材を育成するため、その研修教育内容の充実強化を図るよう努める。

また、試験研究機関・普及センターとの密接な連携の確保及び役割分担の明確化を図りつつ、農業の担い手や担い手になりうる可能性の高い農業者に対し、地域を担う農業者としての資質の向上に向けた農業の技術及び経営方法に関する専門的かつ体系的な再教育を行う機関としての機能を果たすとともに、近隣の農業者研修教育施設、大学、農業高等学校等との連携により、より効率的に研修教育を行うよう努める。

なお、農業大学校は、研修教育の内容、その成果及び実施体制について、先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修教育の内容等の改善を行う。

さらに、普及センター、農業大学校、県青年農業者等育成センター等が適切に役割分担・連携するとともに、農業協同組合や農業士等の先導的な役割を担う農業者の協力による支援体制の整備に努めながら、就農の促進と定着化に向けた支援に努める。

## 5 調査研究の適切な実施

普及指導員は、現場課題の解決のために、試験研究機関、教育機関、市町、農業団体等との密接な連携を図りつつ、資料調査、実態調査、実証・適応試験、実験研究等の手法により、調査研究活動を行うものとする。県は、その成果の共有、情報交換等自発的な研究会活動等が積極的に推進され、調査研究と普及指導を一元的に実施する普及指導員の機能が十分発揮され有用な成果が得られるよう、必要な措置を講じるものとする。